

みなし電気工事業（建設業許可をお持ちの方）登録をやめるとき

1. 提出書類等

- ①電気工事業廃止通知書（様式第20）
- ②電気工事業開始届受理通知書を返納してください。

2. 提出先（持参または簡易書留でご提出ください）

〒690-8501 松江市殿町1番地  
島根県 商工労働部 産業振興課  
総務企画係

TEL：0852-22-5486

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

電気工事業廃止届出書

年 月 日

島根県知事殿

〒

住所

ふりがな  
氏名又は名称

法人にあつては

ふりがな  
代表者の氏名

(連絡先 TEL:       —       —       )

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
- 2 事業を廃止した年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日
- 3 事業を廃止した理由 \_\_\_\_\_

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。